

第 2 次日野市公民館基本構想・基本計画

(令和 2 年度～6 年度)

テキスト版

～ 市民の暮らしに寄り添いながら、
市民のつながりの中に“学び”を生み出す ～

目 次

第1章 基本構想

1 第2次日野市公民館基本構想・基本計画の理念

「市民の暮らしに寄り添いながら、市民のつながりの中に“学び”を生み出す」

2 第2次日野市公民館基本構想・基本計画の意義と背景

(1) 公民館の法的位置づけについて

(2) 「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

(平成30年12月21日 中央教育審議会答申)より

(3) 日野市の計画との位置づけ

■ 第5次基本構想・基本計画(2020プラン)

■ 第3次日野市学校教育基本構想

■ 日野市生涯学習推進基本構想・基本計画(日野学びあいプラン)

第2章 基本計画

1 公民館を取り巻く現状と課題

(1) 公民館の紹介

(2) 公民館が取り組んでいる事業の紹介

2 公民館を取り巻く新しい暮らしや地域の課題

(1) アンケート調査から読み解く新しい暮らしや地域の課題

① アンケート調査からみる市民の「学び」の状況

② アンケート調査からみる様々な暮らしの課題

3 日野市の社会教育の新しい試み

(1) 公民館の新しい試み

(2) 「公民館の利用者交流のあり方」について(答申)

(3) その他の社会教育・生涯学習の動き

① 生涯学習1課3館合同事業「学びの場プロジェクト」

② 図書館の現場で

4 つながりによる暮らしや地域の課題への新たな取り組み

- (1) 日野市の持続可能な社会に向けての取り組み
- (2) 市民等による地域の出会い・つながりづくり
 - ① 日野市ボランティアセンター
 - ② NPO 法人 ひの市民活動ネットワーク

5 基本目標と学びの柱（施策）

- (1) 基本目標と達成するための「学び」の柱（施策）
 - 1. 豊かな暮らしをつくる「学び」を生み出す
～市民の日常生活に寄り添って～
 - 2. 「学び」に集う人たちを地域や社会につなぐ
～誰一人取り取り残さずに～
 - 3. 世代をこえて新たにつながる「学び」を創り出す
～まちの未来に向かって～
- (2) 「学び」の柱を実現する5年間の事業計画（ロードマップ）

6 事業評価について

- (1) 公民館運営審議会における評価
- (2) 市民の意見を取り入れるサークル交流会での評価

7 参考資料

- (1) 公民館を取り巻く関係法令
- (2) 「公民館における利用者交流の在り方について」
(日野市公民館運営審議会から平成30年度答申)
- (3) 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定委員会 委員名簿
- (4) 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定委員会 開催状況

1 第2次日野市公民館基本構想・基本計画の理念

第2次日野市公民館基本構想・基本計画の理念

市民の暮らしに寄り添いながら、
市民のつながりの中に“学び”を生み出す

「暮らしに役立つ学びをしたい」

「学びを通じてまちの人たちと交流をしたい」

「このまちのことをもっとよく知りたい」

高度経済成長による都市化が進んでいた時、新しく日野のまちに移り住んだ市民からこのような声が聞こえてきました。

中央公民館は、このような市民の学びへの思いをかなえるために昭和41年7月に開設されました。本書「第2次日野市公民館基本構想・基本計画」では、開設から半世紀以上の歴史を重ねた今、公民館として取り組むべき現代的な課題を明らかにし、これからの公民館を展望します。

□ 公民館ってどんな場所ですか？

「社会教育法」によれば、公民館は「住民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を図る」（第20条）ための社会教育施設であるとされています。

社会教育施設としての公民館の役割を考えると、主に以下の4つ

が挙げられます。

- ・ 生涯学習の支援
- ・ 生活課題の解決
- ・ 地域課題の解決
- ・ 個人・地域の自立を助ける

こうした役割を果たすため、公民館では、平成 22 年に「市民による市民のための公民館～地域に生きる市民の底力～」という理念を掲げて、「第 1 次日野市公民館基本構想・基本計画」を策定し、公民館が担うべき社会教育のあり方を示してきました。

□ 公民館はこれまでどのように市民の暮らしと関わってきましたか？

市民の日々の暮らしの中では、様々な課題が生まれています。

そうした課題と向き合い、公民館の 10 年間の果たすべき役割を長期的な視野で計画したものが「第 1 次日野市公民館基本構想・基本計画」です。

同計画に基づいて公民館は、そうした課題解決のための講座等の学びの場を用意してきました。さらに、学べたことを基に、サークル活動等が行える場を提供し、まちの人が集まる場を提供しながら、人々の交流ができるようにお手伝いをしてきました。

学びの場から得たものを市民は、自分の住んでいる地域に戻り、地域の人たちに広めていきました。これが「学びの循環」です。

公民館はこのような「学びの循環」を形作ることで、市民の暮らしを豊かにしようと取り組んできました。

□ 公民館はこれからの市民の暮らしをどのように展望しますか？

この 10 年間で日本の社会は大きく変化しました。

市民の生活スタイルや暮らしへの考え方も今までにない在り方が現れ、多様化しています。市民の中には自分の暮らしを豊かにすることを求めて、カルチャーセンター等へ通うことも少なくありません。

社会教育が担ってきた役割を肩代わりする存在も現れて久しい状況です。

また、インターネット等の普及による情報化社会の進展により、市民の学びの在り方も飛躍的に変わってきています。

現在の日本社会は、都市化が進み、暮らしの利便性が発達しているようにもとらえられます。

が、同時に核家族化等が進み、地域での市民のつながりが希薄になったり見えにくくなったりしてきています。

このような状況の中で、日本は世界でも類を見ない少子高齢化社会を経験し、現在は超高齢社会に突入しています。そしてこの先日本の社会は「人口減少社会」になっていくでしょう。このような中でまちには、今までにない地域課題が生まれています。

社会の価値観が激しく変化していく時代でもあり、新しく生まれる暮らしや地域課題は、様々な要素が絡み合っているため、一つの視点では解決が難しくなっていくでしょう。

□ 公民館はこれからの市民の暮らしにどのようにかかわっていくのですか？

公民館は先ず“学び”についてもう一度考えてみたいと思います。

“学び”は、本来、自分を自由にして、開放するものです。

その中で 自己と他者とが互いに開かれた中で学び合い、つながりが生まれます。そのつながりの中で、何か新しいものが生まれてくることもあるでしょう。この時大切なものは「対話」です。

まず「対話」とは、自己と他者が、互いの立場を尊重してフラットに話すことです。そのような機会・場が生活の身近なところにあるのなら、誰もが楽しく暮らしを豊かにする学び、学びあいを行っていくことができるでしょう。

さらに、お互いの違いを認め合って「対話」を進めていくときに大切になることが「自律」です。自分のことだけを考えたり、人任せにしたりするのではなく、他者との多様な関係性のなかで、自分らしさや自分にしかないものが見出せるでしょう。

最後に大切な視点として、「体験」があります。人は人生のなかで

さまざまな経験を積み重ねて生きています。何かを新たに学びたいと思ったとき、そうした経験の機会を「体験」の場として生み出すことも可能です。体験を通した学びをこれからの公民館は重視していきます。

このような「対話的」「自律的」「体験的」な学びを通して、自分たちがともに暮らす社会や地域のことに思いが向く中で、何か新しく行動してみようとするきっかけになるかもしれません。こうした学びの循環を生み出してきたのが社会教育施設としての公民館です。

公民館では、社会教育の視点から市民の主体的な学びを応援し、そこで学んだことをそれぞれの地域に持って帰り、地域の人たちに伝えてもらう「学びの循環」を生み出すことで、市民の交流ができるつながりのきっかけづくりをしてきました。

他者との学びが体験であり、新しいものを学び、新しいものが生まれてくるとき、気持ちがワクワクするという人は少なくありません。

自己と他者とのつながりが薄くなったり、見えにくくなったりしている現在、公民館は、様々な社会的資源と協働した「結び直し」を行っていかなくてはなりません。

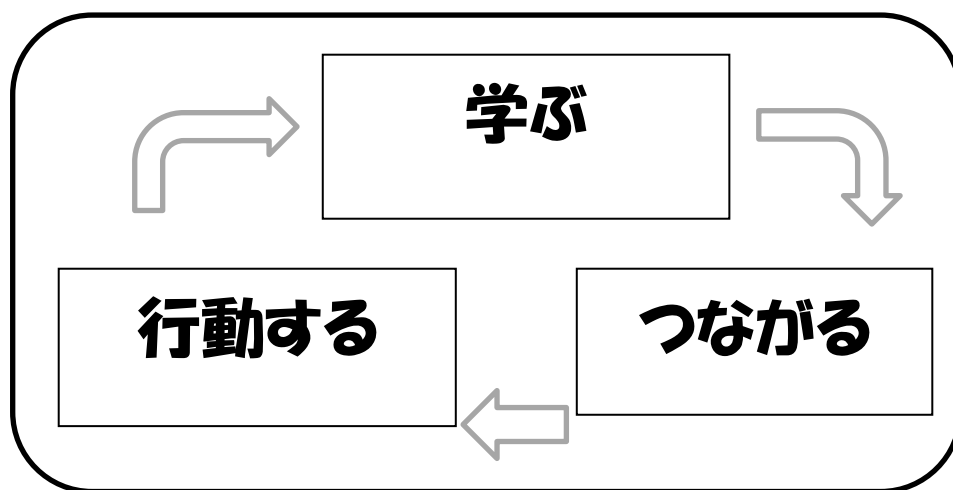
□ これからの公民館はどのような姿を目指しますか？

公民館は、市民一人一人の人生という長距離走の伴走者として、市民が自ら学び、つながりを育む暮らしと地域を豊かにする学びの循環づくりを進めています。

これからの公民館は市民の日々の暮らしの課題に寄り合いながら、「学び、学びあい」による新しいものをつくるワクワク感を広げていき、この日野のまちに住むすべての市民が日野のまちを「ふるさと」といえる自信・誇りを育む環境づくりを行っていきます。

これから目指すべき公民館のイメージ

新たな学びの循環



**市民の暮らしに寄り添いながら、
市民のつながいの中に“学び”を生み出す**

対話的・自律的・体験的

ワクワクしながら！

立体的で横断的なつながり

- 市民の活躍支援・市民との協働
- 市民との情報収集、発信、共有
- 市民と関係機関とのつながり
小中高校・大学・図書館・郷土資料館・NPO・企業等との他機関連携
- 全面的な行政部署間のネットワークによる实际生活の支援

2 第2次日野市公民館基本構想・基本計画の意義と背景

(1) 公民館の法的位置づけについて

社会教育法は、公民館の目的や意義を定めています。

この法律は戦後間もない昭和24年、国民の自由で主体な学習を保障するために定められました。社会教育法第2条において、社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義しています。

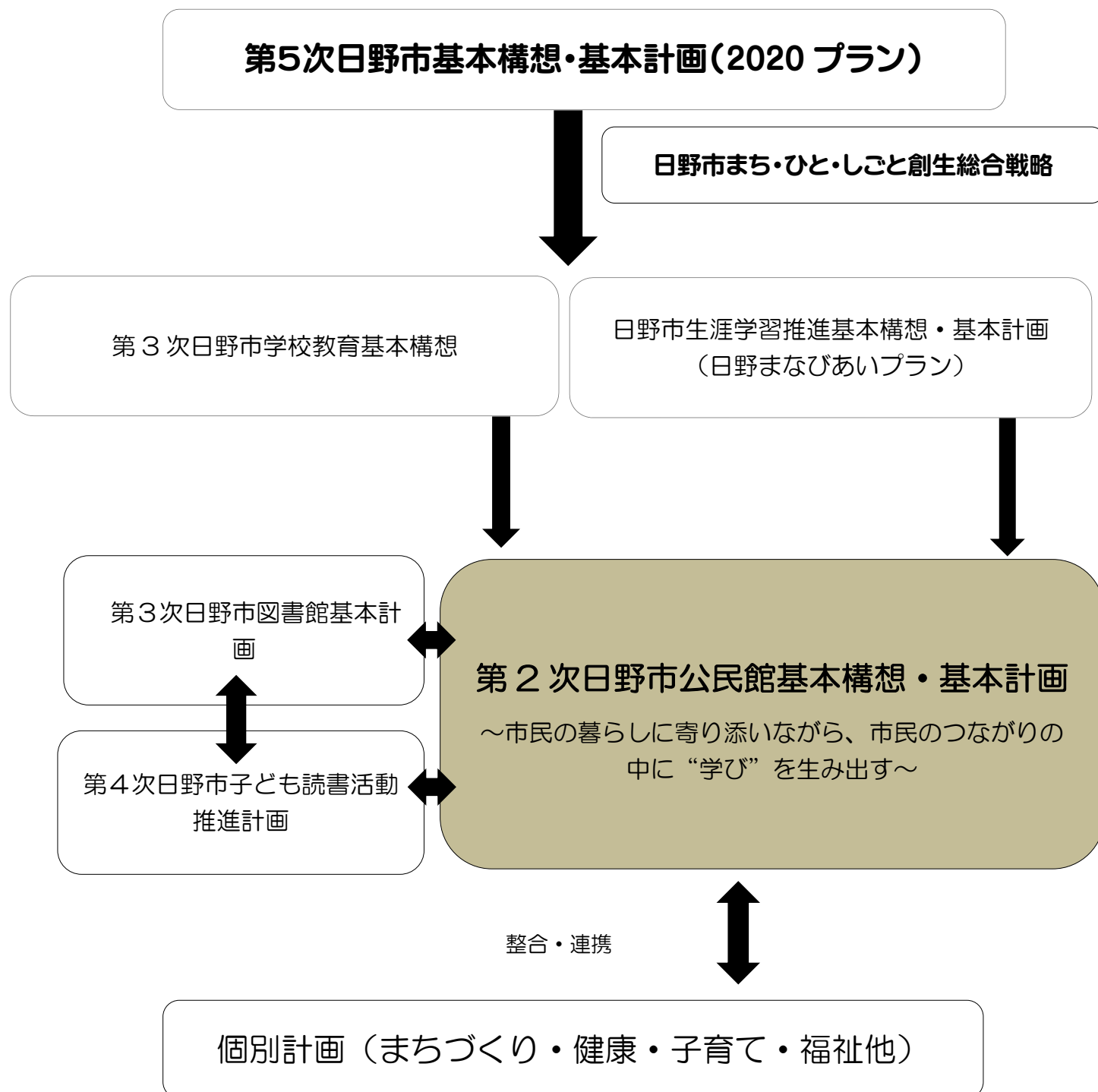
そして、同法第3条第1項において「国及び地方公共団体は、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とされています。

(2) 「人口減少社会の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月21日中央教育審議会答申）より

中央教育審議会は、平成30年12月21日答申の中で、今後の地域における社会教育の意義と果たすべき役割は「多様化し、複雑化する課題と社会の変化に、住民自らが担い手として地域運営に関わっていくことで解決していくことを社会が要請している」としています。

また、人生100年時代と言われる中で、誰もが生涯にわたり、必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要とし、これからは「開かれ、つながる社会教育」を目指すべきだとしています。

(3) 日野市の計画との位置づけ



■第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）【平成28年度～令和2年度】との関係について

2020プラン後期基本計画（H27年3月策定）では、施策405に「市民による市民のための公民館の充実」を掲げており、「まなびあいを通して信頼し、助けあい、豊かな人間関係、地域づくり、まちづくりを実現するため、公民館が市民の社会教育、生涯学習の場」として機能し、「いつでも・どこでも・だれもが学び、学びあえる環境」を整える施設であるとしています。

■第3次日野市学校教育基本構想（日野市未来に向けた学びと育ちの基本構想）【平成31年度～令和5年度】との関係について

「第3次日野市学校教育基本構想」では、子どもたち自らが「すべての“いのち”がよろこびあふれる未来をつくっていく力」を育むために、学校、家庭、地域そして子どもたちみんなで環境をつくっていくとしています。まちの人たちの交流づくりを行ってきた公民館は、この役割への期待に応えなければなりません。

■日野市生涯学習推進基本構想・基本計画（日野まなびあいプラン）【平成27年度～令和2年度】との関係について

「日野市生涯学習推進基本構想・基本計画」は、「日野市にある豊富な資源（人材・団体・文化・歴史・産業など）を活用して、大人から子供まで様々な世代の市民の皆さんが、気軽に身近で生涯学習に取り組むことができ、「学び」を通じて人と人が豊かにつながり、地域への誇りやふるさと日野への愛着が育くまれる「生涯学習のまち 日野」を創るため、平成27年3月に施行されました。

基本理念を「このまちに生きる、だからこのまちで“学び 学びあう”」として、このまちの生涯学習の目指す方向性を示しています。

第2章 基本計画

1 公民館を取り巻く現状と課題

(1) 公民館の紹介

日野市には中央公民館と高幡台分室の2施設があります



■日野市中央公民館 1 館（昭和 41 年開設）
日野市日野本町 7-5-23 ☎042-581-7580

■分室 1 館（平成 16 年開設）
日野市程久保 550 番地 ☎042-592-0864

（両館共通）

■休館日 月曜日 祝日・年末年始

■開館時間 9：00～21：30（午前・午後・夜間）

ここでは、市民が集い、自ら学び、つながるための公民館事業が行われています。

各事業は、日野市の地域資源を使い、工夫しながら日野らしい学びを追求しています。その学びに参加した市民は、ここで学んだことを自分の住む地域に持ってかえり、その地域で学んできたことを伝えるという学びの循環を目指しています。

(2) 公民館が取り組んでいる事業の紹介

平成 30 年度中央公民館事業は、基本施策 10 項目及び重点施策

4 項目を踏まえ、事業数として 101 事業を展開しました。平成 30 年度における公民館主催事業の参加人数は延べ 22,875 人、中央公民館施設利用者数延べ 41,251 人、高幡台分室施設利用者数は延べ 28,477 人となり、年間で延べ 92,603 人が公民館事業に関わり、事業数、延べ人数ともに、昨年度を上回る実績数値となっています。

公民館が行っている各事業をご紹介します。

① 外国人のための日本語教室

外国人のための日本語教室の円滑な運営を目的として、ボランティアとともに、市内に在住・在勤・在学する外国人が日常生活に困らない程度の日本語能力を身につけるための事業を行っています。

・多様化する外国人

様々な国から来る外国人に対応し、それぞれの個人レベル・目的に合わせた対応(授業)を実施しています。

有料の日本語学校と異なり、市民が無料・マンツーマンで親身に教えてくれ、時には生活の相談にもものってくれるので、外国籍の市民にとっても喜ばれています。

しかし、限られたボランティアで対応しており、日本語教師養成講座(有料)を実施していますが多くのボランティアの増加は見込めません。

② 障害者事業

ア) 少年学級事業

市内在住の特別支援教育を受けている小・中学生を対象に交流を深め、心身の健全な発達を促進するため、月 1 回、定例会を開催しています。また、保護者同士の情報交換や自主学習を行う場にもなっています。

大きなイベントには近隣大学のボランティア学生も数多く参加してくれており、若者同士の世代交流も盛んです。

PR を行い、さらにボランティアの事業参加を促していく必要があります。

イ) **青年・成人学級事業**

青年・成人学級は「健康な青年と触れ合う場所が欲しい」という障がいを持った青年達の願いを実現するために、昭和 50 年に「日野市障害者青年学級」として誕生しました。

スローガンとして「ともに生き、ともに学ぶ」を掲げ、地域の障害者と青年により社会教育活動を実践しています。

この学級の特色は、16 歳以上の障害を持つ青年も持たない青年も一緒になって、自分達の学級の企画・運営を行っている点にあります。さまざまな障害を持った青年達と学生や社会人など多彩な青年達が、定例会と分科会に参加し活動しています。

- ・ボランティアスタッフになってくれる人が少なくなってきたおり、運営ノウハウの承継が難しくなっています。
- ・障害者の新規加入者が減り、減少化の傾向がみられるため、少年学級からの引き上げや養護施設卒業者（16 歳以上）の移行のシステムを明確にしていく必要があります。

③ **田んぼの学校**

平成 19 年度から、前身事業である「ひの市民大学 農業体験コース」を「田んぼの学校」と改称して、市民実行委員会を立ち上げ、運営を委託しています。

平成 30 年度 南平会場を返却したため、浅川以南の会場での実施が未実施となりましたが、令和元年度より、市公有地を水田耕作し、南平会場は再スタートをきりました。

市民が田んぼの自然や、そこに生息する生きもの・その生態系にふれながら、環境保全についても考える機会を提供する事業です。

今後は、「歩く勉強会」なども取り入れ、市民が日野市の原風景の歴史的、環境的観点から学び、参加者同士のつながりをコーディネートしていきます。

④ 公民館平和事業

日野市では、総務課なども平和事業を実施していますが、市民が自主的に協力して平和を祈る事業としては、日野市でも最も充実した平和事業の一つです。

また、中学生や高校生にも活躍の場を設け、多世代交流をしながら、平和について考えることができるイベントです。

- ・戦争体験談を聞く機会は今後、少なくなっていくかもしれませんが、世界の戦火はなくなっていない。

そこで、「外国人のための日本語教室」事業のネットワーク等を利用して、現在の戦争体験を伺うことを検討し、平和について自由に表現し、考えを発表できる場にしていきます。

⑤ 青少年事業

子どもや青少年を対象とした教育・余暇支援事業は、行政の他の部署や関係機関でも行われていますが、公民館では多くの事業が継続的であり、他の世代の参加・協力を積極的に取り入れていて、子どもと、それを取り巻く大人の輪を広げ、地域全体での子育ての一翼を担っています。また、参加にかかる費用が無料・低廉であるため、子どもたちが来やすい場となっています。

今後は、他の子育て機関などと連携して、市内全域で事業を展開していく必要があります。

◎ 事業紹介「ひのっ子シェフコンテスト」

子どもが食べることや食材の大切さを感じることで、食への関心を高め心身共に健康な子どもを育てることが目的です。また、これに伴い多くの市民にも食の大切さを伝える事業です。

参加する子どもたちの腕前は毎年上がってきており、レベルの高いコンテストになっています。

また、応募レシピを学校給食の献立に取り入れる学校が多くみられ、子どもたちが活躍する様子が市内に広く伝わっています。

⑥ 成人事業

「暮らしと地域を豊かにする学びの循環づくり」の柱となる事業です。多様な学びの場を、幅広く提供しています。市民が楽しく学び、集って生きることの素晴らしさを実感できるような事業を展開しています。教養講座をはじめ、社会課題、生活課題など、楽しみながら考える学びの場を展開しています。

◎ 事業紹介 「公民館保育事業」

公民館では、公民館主催事業及び公民館施設を利用した主に子育て世代の市民グループの学習機会を保障し、多様な世代間の交流を促進することを目的として、保育室を設置しています。

対象は市内在住の1歳6カ月から就学前までの幼児で、公民館主催事業の参加者または年間保育登録をしているグループに保育援助をしています。

現在の保育室はコンテナハウスを利用したもので、利用開始から約30年が経ち、雨漏りなど随所に傷みがあり、老朽化しています。玩具、遊具、絵本などは、市内の保育施設からのリサイクル品を利用しています。保育員は現役を引退した世代が多く、保育員の確保も課題となっています。

⑦ 高齢者事業

市民実行委員が、特に高齢になって直面する問題（健康、栄養、介護予防、相続、終活など）をテーマとした講座を受講したりともに企画しています。高幡台分室を中心に展開しており、地域の高齢者が同じ悩みを持つ人たちが身近にいる事を知り、意見交流しあうことで、暮らしを勇気づける場になっています。

「うたごえ」や「朗読」など定例化している事業について、「つながり」が生まれる工夫をしています

また、今後、家に引きこもりがちな高齢者、地域に居場所の見つからない高齢者も参加できる内容にしていくことが必要です。

⑧ 地域交流イベント

公民館は市民が学んだ成果を発表し、自分たちの学習活動への参加を呼びかけるために様々なイベントを市民主体で開催しています。

ア) 公民館まつり

30年以上の歴史を誇る、公民館利用サークルが学んだ成果を発表し、自分たちの学習活動への参加を呼びかけるイベントです。

イ) 高幡台分室まつり

高幡台分室のある丘陵地帯は、日野市の中でも高齢化率が高い地域ですが、この施設を利用する市民が行うこのイベントは15回を数えています。元気に実行委員会を運営する市民はこの施設を「丘のキョテン」にすることを目指しています。

ウ) アートフェスティバル

市民アーティストたちが企画運営に参加するアートの楽しさを伝えるためのイベントです。最近ではミュージシャンのステージイベントが盛りあがっており、日野市で唯一の“夏フェス”を提供しています。

エ) 秋フェス

公民館で活動する音楽サークルたちが互いの演奏を披露しあうイベントです。

演奏する市民も音楽をきっかけにおしゃべりやお茶を楽しみながらの交流を楽しんでいます。

2 公民館を取り巻く新しい暮らしや地域の課題

第1次基本計画が制定されてからの10年間、日本の社会は大きく変化しました。情報化社会の進展によって、いつでも、どこでも、だれもが、学ぶことができる環境が実現したかといえば、決してそうではありません。

むしろ、そうした時代の大きな変化によって、新たな暮らしや地域の課題も生まれてきているといえます。それらの新しい課題にこそ、地域に根ざす公民館が関わっていく必要があります。

(1) アンケート調査から読み解く新しい暮らしや地域の課題

計画策定に向け、令和元年 10 月に「これからの公民館のためのアンケート調査」を行いました。市内にお住いの方から無作為抽出で 18 歳以上の回答等者を選ばせていただき発送しました。

アンケート調査は、Ⅰ 公民館について、Ⅱ あなたの「学び」について、Ⅲ 地域や社会での活動に対する考え方について、そしてご自身のことなどの質問から回答をいただきました。

■ 1,997 通発送（10 月 1 日） 回収 481 通 回収率 24%

アンケートは、10 代から 80 代まで、幅広い年代からの回答を得ることができました。年代によって暮らしの課題やご自身の学びは様々で、日常生活における学びについて、市民がどのように考えているかなど傾向を知ることができ、これからの公民館の役割を考えていく上でも、貴重なご意見をいただきました。

① アンケート集計結果からみる市民の「学び」の状況

Ⅰ 公民館について ※「これからの公民館のためのアンケート調査」より

【問 1】 中央公民館または高幡台分室がどこにあるかを知っていますか。

【問 2】 この一年間、中央公民館または高幡台分室を利用しましたか。

- ・ 公民館の存在は「知っている」と答えても、1 年間に公民館を「利用しなかった」と答えた市民が、回答者全体の約 85%にものぼります。

【問 2-1】（「利用した」と答えた時）それはどのような講座や催しでしたか。

- ・まつりなどイベント、音楽やスポーツ系の講座などが「利用した」講座の上位を占めています。

【問 2-2】 利用しなかった理由はなんですか。

- ・「参加するきっかけがなかった」、「仕事や家事が忙しい」などの回答が全体の半分以上を占め、「学び」に結びつけるには積極的な仕掛けが必要と思われます。

Ⅱ あなたの学びについて

【問 5】 あなたはこの1年の間に何かしら学んだことはありますか。

【問 5-1】（上記質問に「よくあった」「ややあった」と回答した方に）あなたは、この1年の間にどのような学びをおこないましたか。

- ・「職場の研修」「カルチャーセンターなどの民間の講座」「図書館・博物館・美術館」「自宅でのインターネット・テレビ・ラジオ」などの回答が5割以上を占めています。

【問 5-2】 あなたが1年間の生活のなかで学んだきっかけは何ですか。

【問 5-3】 あなたが1年間の生活のなかで学んだことが、何かの場面で役に立つことができましたか

- ・学んだきっかけとしては、「自分の楽しみのため」「仕事で必要性を感じたため」「教養を深めるため」という回答が6割以上を占めています。
- ・「自分の人生を豊かにしている」「仕事や就職に役立っている」「健康の維持・増進につながっている」「日常生活に役立っている」という回答が6割以上を占めています。

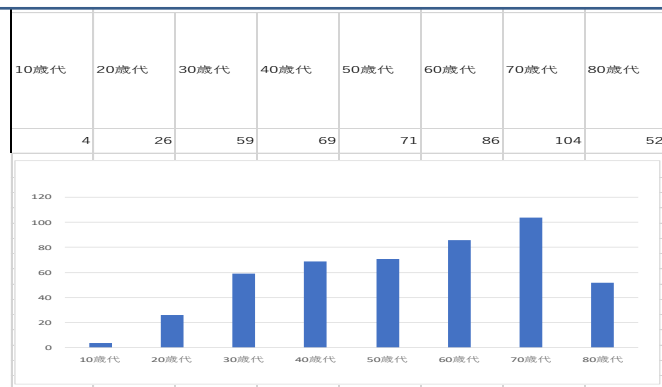
【問 6】（問5に「どちらともいえない」「あまりなかった」と回答した方に）学んだことがない理由はなんですか。

- ・「仕事が忙しくて余裕がない」「学ぶきっかけがつかめない」「特に必要がない」「学ぶための情報が入手できない」等の回答が5割以上を占めており、公民館の情報発信の在り方が問われる結果となっています。

最後に

- (1) あなたの年齢はいくつですか。
- ・概ね日野市の年齢別人口ピラミットに合う形での回収となっています。
- (2) あなたのお住いの町名は次のどれですか。
- ・中央公民館からは遠い平山・南平・七生地区からの回答が多い結果となりました。

1 あなたの年齢はおいくつですか



② アンケート調査結果からみる様々な暮らしの課題

ア) 障害がある人の社会参加

これからの日本は、一人ひとりの個性が認められ、それぞれの才能が発揮できる真の共生社会を目指しています。

公民館は「ともに生きる」の理念を掲げ、その動きを充実させていきます。

イ) 外国籍人口の増加と多文化交流

現在、学校でも外国籍の子どもたちが増えており、コミュニケーションの問題が起きています。

公民館は、外国籍の市民にとって最初の地域の窓口となることが多いため、より充実した多文化交流が必要です。

ウ) 地域ぐるみで子どもを育てる

かつては子ども会等が各地域にあり、子どもの教育活動を通じて地域交流が盛んでしたが、最近の社会では、子どもを持たない世帯も増えています。

このような時代に、子どもを中心にしてどのように地域をつないでいくかを考えていく必要があります。

エ) 子育て世代の応援

- ・子どもたちが元気なら地域も元気になります。子育てがしやすく、子どもたちが元気になる地域づくりを進める必要があります。
- ・親子が参加できるプログラムや保育サービス付きプログラムを増やすことが求められています。
- ・仕事と育児に追われる子育て世代は、地域の情報が届かず、参加も難しい状況です。

オ) 若者への応援

- ・若い世代には、自分たちに行政サービスが届いていないという不満があるようです。そこで、自習スペースの開設など、公民館がもっとオープンな場として開かれる必要があります。
- ・これからさらに若者たちが参加しやすい講座・イベント等を学校が休みの日の土日や長期休業中に開催していくことが求められています。
- ・若い世代はキャリアのスキルアップができる学びを求めています。大学・企業との協働でスキルアップができる環境づくりを進めていく必要があります。

カ) 現役世代への応援

- ・学んだことが生かされる環境づくりや学習成果のフォローアップが求められています。
- ・仕事の責任が重く、親の介護もしなくてはいけない世代

で「暮らしに余裕がなく、公民館まで行けない」という声が聞こえます。

キ) 高齢者の「人生100年時代」に臨む生涯学習を応援

- ・国民の長寿化が顕著になり、「人生100年時代」の到来とも言われています。このような時代に、誰もが生涯を通じて、学ぶことができる環境づくりは必須です。
- ・子どもがいない世帯や夫婦のみの世帯、また独居高齢者になることが予想される方からは将来の不安の声が聞こえてきます。高齢者の認知症予防、食生活などの健康づくりや防災・防犯等の高齢者への地域の見守りが大きな課題になってきます。

ク) 各世代共通の課題

- ・各世代が地元のことをよく知らない、近所づきあいが難しい、という悩みを抱えています。誰もが気軽に参加できる講座・イベントなどの多世代交流ができる土曜日・日曜日に開催するプログラムを増やしていく必要があります。
- ・交流のきっかけづくりを行うコーディネート機能を充実させる必要があります。
- ・公共施設までの交通の便の悪さがあります。
- ・令和元年の台風19号により日野橋に被害がありました。丘陵地と河川地域のある日野市では、最近の極端な天候等から影響を受けやすく、地域を犯罪等から住民を守る防災・防犯の「共助」の意識を高めていく必要があります。

ケ) 公民館の課題

・発信力の強化

日野市の社会教育の推進を担ってきた公民館ですが、日野市全域への発信力が弱いこと、時代に合った

アピールの方法が不足しているなど、情報発信の課題は解決できていません。これまでに、公民館ホームページの開設、公民館だよりの充実などに努めてきましたが、継続して検討が必要です。

- **サークル団体の高齢化**

公民館利用者サークルの高齢化が進行し、新たな参加者が増えずにメンバーが固定化してしまうという課題があります。公民館を利用するサークル団体との連携も弱体化しているという声も多く聞こえています。

- **老朽化する公民館施設の維持管理**

中央公民館は開設から 50 年を超え、老朽化は否めません。建替えは難しい状況ですが、施設周りの整備、トイレの洋式化、LED への交換など、環境整備には努めてきています。

今後、平成 28 年度に策定された「日野市公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ、当面必要な修繕等に計画的に対応するとともに、日野本町七丁目周辺における各施設の更新を含め関係各課で調整を図りながら検討を進めている状況です。

これからの公民館運営は、事業内容を工夫することで、ハード面よりもその機能の充実・拡大を目指すことが大切です。

- **公民館職員のコーディネート力の養成**

新しい暮らしや地域の課題を学びで解決する知識・技術を身につけることが公民館職員には求められ、市民が求める学びを考える必要があります。

国の動きとしても、2020 年度から社会教育主事に関する省令改正を行うなど、社会教育を担う職員には、地域のコーディネートや学びのファシリテーションの能力がいっそう求められている状況です。

3 日野市の社会教育の新しい試み

(1) 公民館の新しい試み

平成 30 年度の公民館運営の方針として「地域がステージ 新しい学び」をコンセプトに事業を組み立て、公民館の目指す方向性を職員間で共有しながら事業展開を図りました。

① 学びモデル事業について

従来から公民館が行ってきている定例的な事業に加え、市内各地域の特性と課題を踏まえた事業を公民館から地域に発信、展開し、新しい学びの場として「学びモデル事業」に取り組みました。

事業成果としては、地域ニーズを踏まえたモデル事業を 1 地区（日野第二中学校エリア）で実施しました。

地域包括支援センターや実践女子大学などの協力のもと、地域の方の声をリサーチするサロンのような場をつくることから始め、事業の企画運営を行いました。学びモデル事業は、今まで公民館を利用したことのない市民へのアプローチにつなげることができました。この先行事例の成果を踏まえ、学びモデル事業の手法をマニュアル化し、職員間で共有し合い、今後、継続して他のエリアでの展開を行っていきます。

② ゆるやかにつながる空間の創出～居場所事業の取り組み

中央公民館の談話室を活用した取り組み

新しいことが生まれるみんなの居場所

・「ゆる・カフェ・時間」

公民館の談話室で定期的に行っている事業。公民館近隣施設との連絡会「ご近所会議」（ひの児童館、日野市社会福祉協議会・ボランティアセンター、日野図書館）との連携で実施している。

・「子ども将棋サロン」

将棋サークルと子どもたちのサロン。将棋サークルの活動の中に、子どもたちが参加しいっしょに対局しており、三世代交流の場となっています。

高幡台分室での取り組み

人と人をつなぐもう一つの学び舎

- ・「ぱそこんくらぶⅠN高幡台分室」

空き教室と講座用パソコンを活用し、各自持ち寄ったパソコンやスマートフォンを使っのサロン。

- ・うたごえパーク

音楽、歌をとおした仲間づくり。

継続することで公民館利用者からの認知度は確実に高まりましたが、今後はさらに新たな利用者への広がりも考える必要があります。

③ 大学連携の充実

若者に公民館へ来てもらうために、継続して取り組んでいる大学連携事業が、さらに広がり、深まっていることは大きな成果です。

公民館をフィールドとして学生と利用者が出会う機会が生まれています。

◎ 事業紹介 「ようこそ！地域のリビングへ」

帝京大学教育学部丹間ゼミ連携事業

学生たちが、5月の公民館まつりに参加し、学びのフィールドワークがはじまり、「あなたと公民館」についての利用者インタビューを通して、その方のライフストーリーを成果集にまとめました。「公民館へのあなたの一歩」として公民館未利用者へのメッセージになりました。公民館に若者の風が入ってきた、新しい出来事となりました。

◎ 事業紹介 「アートかるた」から始まった地域づくり

実践女子大学生活文化学科須賀ゼミ連携事業

「アートかるた」は、学生たちからみた高齢者（おじいさん、おばあさん）の方へのメッセージが読札、その言葉をもとに絵画をコラージュした絵札で、学生たちが製作したものです。異世代交流のきっかけとなる多世代交流の場づくりができればと、公民館でかるた大会を開催しました。笑いあり、おしゃべりあり、元気が生まれる事業として、今では地域に広がりつつあります。若い世代と高齢者をつなぎ、地域をつなぐ取り組みと、公民館が出会えたことは、これからの公民館の未来につながる事業となりました。

④ ひの市民大学の充実

「いつでも、どこでも、だれでもが学べる」を基本方針に、様々な内容の講座を、市民が企画して、講師の依頼等の運営を行い、市民目線での「学び」を提供する事業と、日野市内にある大学と連携し、学内で市民の学びのための連続講座コースを行う事業があります。

ア) 若者・子育て世代部会の設置

令和元年度より、若者・子育て世代に積極的に参加してもらうために、それに特化した企画を立てる部会を立ち上げました。学生から子育て・現役世代まで、地域活動に積極的に取り組む市民委員が活動しています。

委員の皆さんは、自由な感性で企画を考え、自分自身の“やりたい”を実施しています。若者は大道芸人を日野に呼び、子育て世代の人は、母親の悩みを聞くワークショップを開催しました。また、子どもたちがビジネスを体験したり、資金調達について学ぶワークショップや日野の伝統文化を体験できる講座も実施されています。

体験した市民が自ら考え、行動していくように促す企画が多いのが特徴です。

イ) 大学連携コースの増設

実践女子大学生涯学習センターに協力を得て、平成 29 年度から「実践女子大学大学連携コース」を開設し、市民により専門的な大学の学びの場で体験出来る環境づくりを行いました。

そして、令和元年度には明星大学地域交流センターに協力をいただき「明星大学大学連携コース」を加えて開催が実現しました。こちらは市民が最先端の宇宙・地球についての研究に触れられることが特徴です。

それぞれの大学の特色を生かしたアカデミックな学びの場が生まれています。

公民館から生まれた「学び」で「人」がつながり、新しい公民館運営に向けた未来像をよりはっきりと描くことができました。今後も、連携をさらに広げ、深め、継続していきます。

(2) 「公民館の利用者交流のあり方」について（答申）

中央公民館では、利用者の高齢化、若者を公民館へなど公民館が抱える課題を踏まえ、平成 30 年 9 月に公民館運営審議会へ「公民館の利用者交流のあり方について」を諮問し、平成 31 年 3 月に答申をいただきました。答申には、これからの公民館運営について「公民館利用者だけでなく未利用者へも発信することで、日野市の公民館の価値を高めていくことが必要」とあり、これからの課題として検討していきます。

具体的な方針

1. ゆるやかにつながる機会と場所の拡充
2. つながることで学びが深まる仕組みの整備
3. 未利用者とのつながりを生み出す環境の整備

(3) その他の社会教育・生涯学習の動き

社会が大きく変わっていく中で、市民の「学び」の在り方も様々な形態が表れ、「学び」のニーズも変わっていきます。

このまちの社会教育施設でも、新しい視点・発想で、新しい「学び」が始まっています。

① 生涯学習1課3館合同事業「学びの場プロジェクト」

日野市教育委員会が発行した副読本「歩こう 調べよう ふるさと七生」を活用し、四季折々、七生地区の歴史と自然を「歩いて、見て、語って、聞く、考える」学びの場が、生涯学習課、郷土資料館、図書館、公民館の合同事業として生まれました。それぞれの分野の得意なものを持ち寄り、市民がこのまちの自然や歴史・文化を体験できる“生きた学び”を提供しています。

② 図書館の現場で

日野市の図書館は全国的に有名なことはご存じですか？

「本」等に代表される「知識」により市民の生涯学習を支援する図書館が地域と協働する取り組みを始めています。

【事例】百草図書館「老人ホームでの読み聞かせ事業」

三沢中地区には様々な施設がありますが、今までそれらが連携する機会があまりありませんでした。

しかし、百草図書館では地域にある施設等と協力し合いながら、図書館ならではの手法により地域貢献を行っています。図書館職員は近隣の高齢者施設「ボンセジュール日野」に赴き、読み聞かせ等の出し物を行い、入居者の皆さんに大変喜ばれています。

この活動に触れて元気になった入居者の中には、やはり近隣の「百草子育てカフェ モグモグ」を訪問し、自らそこにいる子どもたちに読み聞かせを行うまでになりました。

4 つながりによる暮らしや地域の課題への新たな取り組み

(1) 日野市の持続可能な社会に向けての取り組み

国連では、現在の世界が100年に一度の変革の時である、と

とらえ「SDG s（Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)）」という目標が採択されました。

これは、2030 年までの間に「誰一人取り残さない、持続可能な社会」を実現するために、17 の社会課題に対しての世界的な基準を設定し、世界各国が目標の達成を目指しています。

「SDG s」では様々な社会課題が目標となっていますが、17 番目のゴールは「パートナーシップで目標を達成しよう」です。これまでにない新しい社会の連携を創ることで課題解決を行う姿勢が「SDG s」の特徴です。

日野市はすでに「諸力融合」を合言葉に、市民・企業・大学・行政等の社会的資源が新たに出会い、つながることで、新しい価値を生み出し、まちを元気で豊かにする取り組みを進めています。そして、令和元年 7 月には「SDG s 未来都市」に選定されました。

これからの日野市は、出会いとつながりによって、「誰一人取り残さない、持続可能な社会」を目指していきます。



(2) 市民等による地域の出会い・つながりづくり

このまちには、行政・NPO・小学校から大学までの学校・企業等とともに住みよいまちを創ろうとしているたくさんの「市民」がいます。つながることで、「自分たちの住むまちは、自分たちで創る」という意識を育むことを目指す団体などを紹介します。

① 日野市ボランティアセンター

日野市ボランティアセンターは、中学生が地域福祉にボランティアとして参加するコーディネートを積極的に行っています。

中学生たちの体験学習の成果は「障害者週間イベント いっしょに」で障害者へのボランティア活動が発表されています。子どもの時に体験したこの体験は、彼らが大人になっても心の中に残り、やがて次の世代に伝えてくれるでしょう。

② NPO 法人 ひの市民活動ネットワーク

日野市の市民活動団体を支援する「NPO 法人 ひの市民活動ネットワーク」は、まちの様々な市民活動団体と連携して、市民に NPO 活動の紹介と参加呼びかけを行う「まちづくり市民フェア」を毎年 10 月に開催しています。このイベントには近隣の大学生のボランティアが参加し、市民の暮らしを支える市民活動に協力しています。

5 基本目標と“学び”の柱（施策）

（１）基本目標を達成するための施策の柱

基本目標１ 豊かな暮らしをつくる「学び」を生み出す
～市民の日常生活に寄り添って～

- 市民の暮らしに寄り添った学びの循環づくり
- 「学び、学びあい」による生きがいづくり

基本目標２ 「学び」に集う人たちを地域や社会につなぐ
～誰一人取り残さずに～

- 地域をステージに、自ら考え、ともに行動する学びを実現する
- 地域の社会的資源を生かし、学びを通して暮らしの課題解決を支援する

- 暮らしと地域に結び付いた安全安心な社会をつくる

基本目標3 世代をこえて新たにつながる「学び」を創り出す
～まちの未来に向かって～

- 子どもから大人まで切れ目のない学びを創造する
- 平和な暮らしと社会を支える意識を育み、未来につなぐ
- 様々な地域資源や学習の機会・場の情報共有を充実する
- まちの自然・歴史・文化に親しみ、多世代間で知恵を交流する

(2) 「学び」の柱を実現する5年間の事業計画（ロードマップ）

※別紙参照

6 事業評価について

(1) 公民館運営審議会における評価

公民館運営には、社会教育法に規定された公民館運営の評価を行う公民館運営審議会があります。この審議組織は、公民館各種事業に市民・識者の評価を取り入れる大切な存在です。

この公民館運営審議会には事業報告とともに市民の生の声（事業報告書や参加者アンケート調査結果等）を提示し、事業を多角的に評価してもらい、公民館事業の内容を向上させる運営を行っています。

(2) 市民の意見を取り入れるサークル交流会での評価

市民のニーズを取り入れるために、公民館を利用するサークル団体の交流会などでの運営を検討する場を作り、市民主体の学びの場を充実させていきます。

7 参考資料

(1) 公民館を取り巻く関係法令

① 日本国憲法

施行日 昭和 21 年 11 月 3 日

第26条

すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② 教育基本法

施行日 昭和 22 年 3 月 31 日

最終改正日 平成 18 年 12 月 15 日

第3条

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第12条

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

③ 社会教育法

施行日 昭和 24 年 6 月 10 日

最終改正日 令和元年 6 月 7 日

(この法律の目的)

第1条

この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第2条

この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第3条

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条

市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の

提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第5章 公民館

（目的）

第20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条

公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条

公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条

公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2

文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、

助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条

市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条 削除

第26条 削除

（公民館の職員）

第27条

公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条

市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

（公民館の職員の研修）

第28条の2

第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

（公民館運営審議会）

第29条

公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条

市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 31 条

法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第 32 条

公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第 32 条の 2

公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（基金）

第 33 条

公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の基金を設けることができる。

（特別会計）

第 34 条

公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助）

第 35 条

国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 36 条 削除

第 37 条

都道府県が地方自治法第 232 条の 2 の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第 38 条

国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第 20 条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第 39 条

文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条

公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条

前条第1項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条

公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第39条の規定を準用する。

④ 社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令

施行日 令和2年4月1日

第8条

講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により、八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 〔略〕

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

第11条

法第9条の四第三号の規定により大学において修得すべき社会教育主事の要請に係る社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする

科目	単位数
生涯学習概論	四
生涯学習支援論	四
社会教育経営論	四
社会教育特講	八
社会教育演習	一
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	三

2 〔略〕

3 第一項の規定により修得すべき科目の単位をすべて修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

⑤ 日野市公民館設置条例

施行日 昭和 40 年 6 月 20 日

最終改正日 平成 24 年 3 月 31 日

（設置）

第1条

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 20 条の目的を達成するため、法第 21 条に基づき、日野市に公民館を設置する。

（名称と位置）

第2条

公民館の名称及び位置は、次のように定める。

名称 日野市中央公民館

位置 日野市日野本町七丁目 5 番地の 23

（管理）

第3条

公民館は、教育委員会が管理する。

（職員）

第4条

公民館に次の職員を置く。

館長 1人

副館長 1人

主事、主事補その他 若干人

(運営審議会)

第5条

法第29条により、公民館運営審議会を置く。

(委員の委嘱及び定数)

第6条

公民館運営審議会委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第7条

委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条

委員の報酬及び費用弁償は、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)の定めるところによる。

(委任事項)

第9条

この条例施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和40年6月20日から施行する。

付 則(昭和57年条例第13号)

この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年条例第 30 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年条例第 13 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（２） 「公民館における利用者交流の在り方について」

（日野市公民館運営審議会から平成 30 年度答申）平成 31 年 3 月 2 日

I. 基本的な考え方

1. 現代における市民の生活と公民館

（１）「社会教育法」制定から 70 年の公民館

1949（昭和 24）年に「社会教育法」が制定されてから 70 年が経った。戦後初期の公民館は、郷土振興の機関としての役割を期待されて各地に建設されてきた。その後、日本社会が経済成長を遂げるなかで、人々の自由で主体的な生涯学習を支える場として、地域の文化水準の向上に大きく貢献してきた。

今回、館長からの諮問を受けた本審議会が「これからの公民館における利用者交流のあり方」を考えるにあたって、まずは「社会教育法」に基づき、公民館の原点を確認しておきたい。

公民館の目的について、「社会教育法」第 20 条は次のとおり規定する。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

ここでは「実際生活」という言葉に着目したい。人々の生活スタイルは、地域によって異なり、時代によっても大きく変化してきた。公民館における利用者交流のあり方を考えるうえでは、日野市の現状に基づいて、現代における市民の日常生活の実態を見つめ、これからの方向性を見定める必要がある。

さらに、科学技術の進展によって人々の生活のありようが急速に変わるなかで、持続可能な公民館づくりを考えていくことも重要である。現代の状況だけでなく、

これからの社会を生きる人々が求める公民館像を踏まえながら、利用者交流のあり方を考えていく必要がある。

（２）豊かさの変化と公民館の学び

持続可能な公民館を考えていくために、ここでは現代の若者の価値観に焦点を当ててみたい。現代を生きる若者が、将来、公民館利用者になりうるかどうか、今後の公民館の持続可能性を考えるうえで鍵を握っているといえるからである。

高度経済成長を終えた日本は、少子高齢化が進み、総人口が増加から減少に転じ、そもそも豊かさとは何かを問い直す時代の局面を迎えている。単に高い収入を得たり高級な物を数多く所有したりすることに大きな価値を感じない若者も現れてきた。生活の豊かさは、収入や資産のみで測られるものではなくなっている。

こうしたなかで問われているのは、自らがどう生きるかということである。収入や資産の豊かさが、「所有としての豊かさ」であるとすれば、現代の人々が生活を送るうえでは、一人一人の「存在としての豊かさ」が問われているといえる。

学ぶということについても同様のことがいえる。新たな知識や技術を獲得して、資格や免許を手に入れるという「所有のための学び」に留まらず、自らの生き方をつくる「存在のための学び」が求められている。このような価値観の変化は、国際的にみれば1972（昭和47）年にユネスコが提起した「Learning to have（持つための学び）」から「Learning to be（なるための学び）」（『フォール・レポート』より）への転換と一致するものである。

このように考えたとき、公民館は市民の存在としての豊かさにつながる学びが生まれる場でありたい。市民がいきいきと日々の生活を送ることができるよう、単に知識や技術を獲得する学びに留まらず、その学びを通して他者とつながり、自らの生き方を豊かにしていく機会を創り出していくことが求められる。

（３）公民館の利用者とは誰か

諮問では「利用者交流」という言葉が用いられていたが、そもそも「利用者」とは誰を指すのか。既に公民館を利用している人や既にあるサークルに限った「利用者」の交流を考えてしまえば、内部の結びつきだけが強くなり、公民館が内輪でかえって排他的な場になってしまうのではないだろうか。したがって、公民館における利用者の交流を考える際には、既に利用している市民に限らず、まだ利用していない市民も視野に入れる必要があるといえる。

そこで本答申では、現に公民館を利用している者に限らず、未来の公民館利用者についても議論の対象とすることにした。具体的には、公民館歴の長い人もいれば短い人もいる。また、日常的に来館する人もいれば未だ公民館の存在すら知らない人もいる。このような状況を前提に「利用者」を幅広く捉えることとした。

2. 現代における人々の交流を考える

(1) ゆるやかなつながりの人間関係へ

現代は、個人を尊重する社会である。個人は、自立した存在であることが求められている。しかし、ここでいう自立とは、他者との関係を失った孤立とは異なる。必要なときに周囲に頼ることのできる人間関係を築いていることが、真の意味での自立であろう。

このように考えたとき、公民館における利用者交流の視点として、個に閉じた学びを少しずつ周囲へ開いていくことが重要なのではないか。利用者個人や個々のサークルでの学びや活動を重視しながらも、必要に応じて他者や関連団体と関わることができる緩やかなつながりを構想していくことが鍵となる。

(2) 開かれたつながりの人間関係へ

近年では、他者とつながることに対して抵抗を感じたり拒絶したりする人もいる。例えば、町内会や自治会などは、地域活動の実施や地域課題の解決を担う重要な地縁団体であるが、加入率が低下しているところも少なくない。地縁に根ざした団体である以上、どうしてもメンバーが固定化したり、そのなかで年齢や役職によってメンバーの序列化が生じたりすることがありうる。そうしたなか、強制力のあるつながりや強固な人間関係に対して、距離を置いたり参加を拒んだりする人が生じていると考えられる。このような状況を鏡にしたとき、公民館を利用する人々の人間関係において、メンバーが固定化したり序列化されたりすることはあまりそぐわないと考えられる。加えて、公民館が社会教育施設として人々の自由で主体的な学びを支えるという基本からしても、組織や団体への強制的な加入や動員は避けなければならない。

このように考えたとき、公民館における利用者交流のあり方は、あらゆる人に広く開かれたものであることが求められる。公民館では、学ぶ者と教える者の間に境界はなく、対等に学び合う視点が不可欠である。また、古くからいる者と初めて訪れる者の間にも上下関係はなく、むしろ互いに刺激し合うことが期待される。

さらに、公民館の開かれたつながりの人間関係を考えるうえでは、現在のみを目を向けて利用者どうしやサークルどうしの結びつきを考えるのみならず、持続可能な公民館という観点から、世代間でのつながりをはじめ、新たな利用者や未来の利用者のことも考えて、現在のつながりを開いていく必要がある。

Ⅱ. 現状分析と課題把握

1. これまでの交流のかたち

(1) 日野市中央公民館における利用者の現状

日野市中央公民館（分室を含む。以下、同様。）の利用者交流を考えていくうえで、「Ⅰ. 基本的な考え方」を踏まえたとき、まず、まだ公民館を利用したことのない市民が、なぜ、利用していないかを把握することが重要である。

2010（平成 22）年度に策定された『日野市公民館基本構想・基本計画』では、市民アンケートが実施されている。そこでは、「まなびに参加したいができない、またはしていない理由は何ですか？」という問いに対して、次の図に示す結果が得られた。

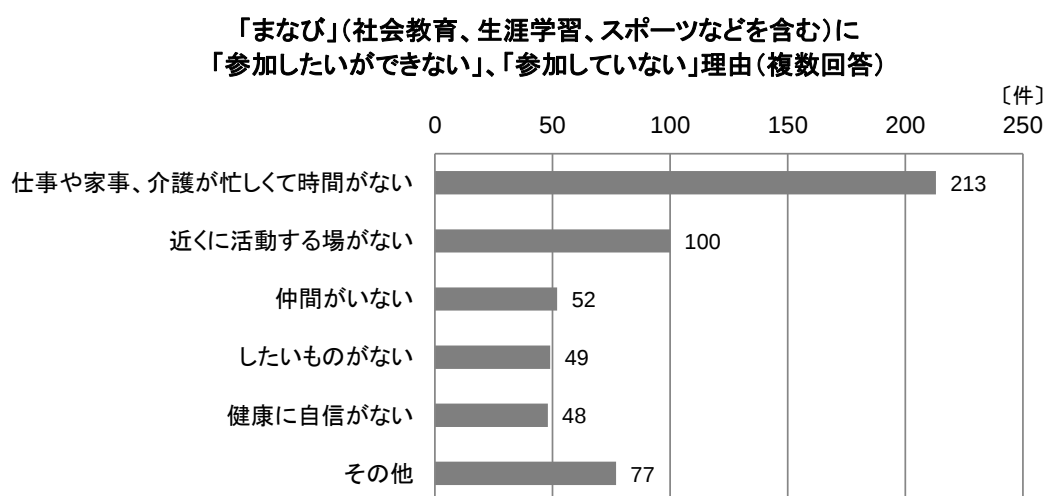


図 市民向けアンケートの結果

（出典）『日野市公民館基本構想・基本計画』p.36 に基づき作成

この結果においては、最上位に「仕事や家事、介護が忙しくて時間がない」が来ている。また第2位は「近くに活動する場がない」であった。つまり、学びに参加できない理由として、時間と場所が挙げられている。しかし、公民館の利用者の現状をみると、時間があるから公民館に来ている人や公民館がただ自宅から近いという理由で来館している人ばかりではない。時間がないなかでも公民館での活動を楽しんでいる利用者もいるし、公民館が遠くても足を運ぶ利用者もいる。

こうした現状を踏まえれば、一つの観点としては、ワークライフバランスの考え方から市民が豊かな生活を送るため、一人一人が十分な余暇時間を持つことのできる社会であることが望まれる。しかしそれは、公民館だけで解決できる問題ではないだろう。したがって、もう一つの観点として、時間がなくても行きたくなるような公民館、遠くに行くのが不便でも足を運びたくなるような公民館にしていくという視点を忘れてはならない。この後者の取り組みを考えていくうえで、公民館だからこそ得ることのできる交流を創り出していくことが大きな課題になるといえる。

（２）日野市中央公民館における交流の現状

日野市中央公民館には、244 のサークルが登録されている（29 年 8 月時点）。

公民館においてサークル活動は重要な柱の一つとなっているといえる。そこで、サークル内外の交流の現状を次の４つの次元で整理してみた。

- ① サークル内での交流
- ② サークル間での交流
- ③ 個人としての交流（サークルを超えた交流）
- ④ サークルと地域の交流

これらのうち、現状として「①サークル内での交流」は各サークルの性格や自主性に任せられたものである。一方、「②サークル間での交流」、「③個人としての交流」、「④サークルと地域の交流」については、公民館の創意工夫次第で、今後、交流を進展することも期待されるものである。

そこで、日野市中央公民館がこれまで取り組んできた交流の取り組みについて順にみていきたい。

まず②については、公民館まつり、アートフェスティバルなどの活動発表の場、年末大掃除などの共同活動の場、三者懇談会などの意見交換の場において、サークル間での交流が行われている。また、陶芸サークルどうしが窯の使用日程を調整したり、調理サークル間で調理室の使用マナーの周知や料理器具の管理の徹底をしたりするなど、施設利用の調整の場が既に設けられている。

次に③については、利用者が公民館の運営に参加する仕組みとして、市民大学企画委員、高齢者事業市民企画会議、公民館だより編集委員などがある。サークルでの活動を超えて、こうした委員会や会議に積極的に関わり、公民館を主体的に運営していく立場を担っている利用者も少なくない。

最後に④については、現状として十分取り組んでいるとはいえない。日野市における公民館の設置は、中央館と分室という体制である。市全域が対象区域であり、市町村内の一定区域ごとの地区館はない。日野市内の公立小学校が 17 校、公立中学校が 8 校（平成 30 年度）であることからすれば、公民館の事業をいかにそれぞれの地域へ届けるかが課題である。また、公民館のサークルが、公民館以外の地区センター、ふれあいホール、学校（施設開放）などの施設をどの程度利用しているか、さらにサークルの活動成果の発表をどのような場所で実施しているかについても、公民館として十分に把握できているとはいえない現状である。

（３）日野市中央公民館における利用者交流の課題

1986（昭和61）年、日野市中央公民館は創設20周年を迎え、それを機に市民サークル「中央公民館利用者交流会る〜ぷ」（以下、「る〜ぷ」とする）が発足した。「る〜ぷ」は一つのサークルでありながら、公民館全体でのサークル間の交流を促す取り組みを数々蓄積してきた。公民館まつり、三者懇談会（公民館利用者、公民館運営審議会委員、公民館職員の三者による）、市民参加型の年末大掃除などを毎年度の事業として定着させ、現在も公民館の運営において欠かせない存在となっている。かつては、社会教育の学習会や講座、会員間のレクリエーションのためのバス旅行などを企画していた時期もあった。

こうしたなか、「る〜ぷ」の会員数が一時期より減少している現状や会員の平均年齢が上昇している状況がある。今までと同じような形で、公民館まつりやその他の事業を支えていくことが難しくなりつつあるという声も聞かれるようになった。

以上の課題を踏まえたとき、一つのサークルでありながら日野市中央公民館の全体を支えてきた「る〜ぷ」の取り組みを、今後どのようにして維持していくかを考えていかなければならない。さらに、一つのサークルに全てを任せきる形ではなく、持続可能な公民館を支える利用者交流のあり方を検討する時期にきていると考えられる。

また、「（2）日野市中央公民館における交流の現状」で述べたとおり、公民館が「④サークルと地域の交流」をこれまであまり積極的に進めてきたとはいえないなかで、利用者交流の課題として、公民館と地域の関係をあらためて問い直すことが求められる。特に、市内全域に対して公民館事業を届けていくような取り組みや地区センター等を活用した講座の開催について、実施の形を検討していくことが課題である。また、自治会・町内会をはじめ、子ども会、老人クラブ、消防団などの地縁団体に対して、公民館の事業を積極的に広報していくことも課題である。そうした地縁団体の担い手となっている市民のなかには、かつて公民館を利用していた方や現在も公民館で活躍している方がいることも事実である。地縁団体と公民館が情報共有の体制を築いて、役割分担のもとで連携していくことが求められる。

そのうえで、公民館における利用者交流を、既に利用している人だけでの交流に留めず、まだ公民館を利用したことのない市民の方に向けて開いていくことが大きな課題であるといえる。

さらに、公民館未利用者も視野に入れて考えるとすれば、公民館がどこにあって、どのようなことをしている施設であるかについて、地域の人たちへ積極的に知らせていくことも大切である。その点を常に意識しながら、この課題に取り組んでいくことが求められる。

2. これからの交流に向けた取り組み

（1）日野市中央公民館における利用者交流の取り組み

ここでは、日野市中央公民館が近年になって新たに実施している事業などのうち、これからの利用者交流に関わるものをいくつか取り上げる。

第一に、大学と公民館の連携である。実践女子大学高田ゼミとのコラボレーションによる「中庭プロジェクト」、明星大学サークル「乾杯の種」との高幡台分室での世代間交流事業、帝京大学丹間ゼミとの連携による「公民館利用者へのインタビュー」などが挙げられる。若者が公民館に足を運び、公民館づくりに主体的に関わることを通して、既存の利用者のコミュニティに新たな風を吹き込んでいるといえる。

第二に、談話室における居場所事業である。中央館（本館）での「ゆる・カフェ・時間」の開設と、その運営を検討するための「ご近所会議」の開催では、誰もが出入り自由な談話室の特性を生かして、ふらっと立ち寄れるオープンな雰囲気がつくられている。地域の方をゲストに招いたり、ひの児童館、日野市社会福祉協議会、日野市立図書館などとも連携したりしながら、ゆるやかな運営を行っていることが特徴である。また分室では、パソコン利用を通じた居場所事業として、「ばそこんくらぶ IN 高幡台分室」が開催されている。この事業は、原則として第1・3金曜日の午前中、高幡台分室の講座用パソコンを室内に配置し、出入り自由とした上で、ワード、エクセル、インターネットなど、各自が学びたいことを自由に学び合ったり、教え合ったりする場として、開放しているものである。しかし、分室については、市民に対してオープンな談話室が未だ整備されていないことが大きな課題として指摘される。

第三に、利用者が公民館そのものについて学ぶ講座の開催である。具体的には、2017（平成 29）年度から「話し合おう！考えよう！これからの公民館を」を実施している。この講座では、社会教育の歴史や公民館の原点を学びながら、「公民館の新たな可能性と交流のかたち」や「今、公民館だからできることって？」をテーマに設定して、参加者どうしで意見を交換している。

以上のことから、公民館をあまり利用していなかった若者を大学との連携によって巻き込みつつ、さらに市民に対しては、居場所をキーワードに談話室などを活用して居心地の良い空間や時間を生み出す取り組みが進められている。これらの取り組みは、公民館で既に作られている人間関係に新たな風を吹き込み、内向きになりがちなつながりを、外側へ開いていくうえで非常に重要なものであるといえる。さらに、利用者自身が公民館の原点や今後のあり方をあらためて考える講座は、利用者間での意見交換やサークル間での情報共有のきっかけとしても意義があると考えられる。

（２）東京都内の他の公民館における利用者交流の取り組み

日野市中央公民館では、2018（平成 30）年 1 月に、東京都内で公民館を設置

している市町宛に「公民館利用団体連絡会等に関するアンケート」を実施した。13市・35館から回答（2018年2月16日現在）があり、その結果は資料のとおりである。これによると、回答のあった市町のうち、9割以上の公民館に利用者連絡会またはそれに準ずるものが組織されていた。

他市町の公民館における利用者連絡会等の設置経緯については、公民館からの呼び掛けという例がほとんどであった。参加についてはサークル単位とする例が主流であったが、個人での参加が可能な例もみられた。また、運営については、役員や会則を決めて利用者主体で進められている例が目立った。具体的な取り組みとして、公民館まつりの運営、公民館運営のあり方についての話し合い、学習会や交流会が行われていた。

東京都内の他の公民館での利用者交流の取り組みについても、本審議会の答申にあたって参考することとした。

Ⅲ. 具体的な方針

以上に示した「Ⅰ. 基本的な考え方」および「Ⅱ. 現状分析と課題把握」を踏まえて、本審議会は「公民館における利用者交流のあり方」についての具体的な方針を次のとおり提起する。

1. ゆるやかにつながる機会と場所の拡充

- （１）公民館を利用するための入口を広く、敷居を低くすることを重視して、気ままに出入りすることができる新たな講座や事業を企画する。また、市民がより豊かな日常生活を送ることができるよう、市民の実際生活に密着した公民館事業を推進する。
- （２）公民館の持続可能な運営について検討し、公民館まつりなどの主催事業の企画と運営に、利用者がより参加しやすい仕組みづくりを推進する。

2. つながることで学びが深まる仕組みの整備

- （１）サークルどうしが互いの共通点や相違点を見出して、自らのサークルの学びを深めて交流することの価値に出会うために、同種サークルでの交流事業を実施する。
- （２）サークル間での成果発表や親睦の場を実施する際に、他のサークルの思いに共感したり、他のサークルと資源を共有したりすることによって、自らの学びや感動を深められることが感じられるよう、共感や共有をテーマとしたプログラムを企画する。
- （３）既に組織されている陶芸サークルと調理サークルの連絡会の体制を参考に、他の可能な分野において同種サークルが連携する仕組みを整備する。

3. 未利用者とのつながりを生み出す環境の整備

- (1) それぞれのサークルがメンバーの固定化や高齢化によって持続可能な運営に困難をきたさぬよう、他のサークルとの情報共有や新たなメンバーを迎え入れる体制づくりを、公民館が主導して行う。
- (2) 町内会・自治会をはじめとする地縁団体に対して、公民館に関する情報提供を積極的に行うとともに、公民館以外の施設等における事業を拡充して、市内全体に公民館の学びを届ける。また、サークルと地域の交流を通して、公民館を利用したことがない市民に向けて、公民館が市民のより良い生活を支えるための施設であることを発信する。
- (3) 訪れるすべての市民にとって公民館が居心地のよい空間と時間となるよう、談話室をはじめとするフリースペースについて、ハード面での環境の整備を進めるとともに、ソフト面での事業をさらに充実する。

以上

(3) 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定委員会 開催状況

第1回	4月27日(土) 10:00~12:00	1 策定委員委嘱式 2 委員紹介 委員長・副委員長選出 3 基本構想・基本計画の目的について
第2回	6月8日(土) 10:00~12:00	1 第2次公民館基本構想・基本計画の骨子案の検討 2 アンケート調査の実施方法の検討について
第3回	7月27日(土) 10:00~12:00	1 第2次公民館基本構想・基本計画の理念について 2 アンケート調査の実施方法の検討について
第4回	8月31日(土) 10:00~12:00	1 第2次公民館基本構想・基本計画の理念について 2 基本計画 実際生活の検証(公民館事業別) 3 アンケート調査の実施方法の検討について
第5回	9月28日(土)	1 基本計画 実際生活の検証(公民館事業別) 2 基本計画の施策(柱)について 3 アンケート調査について
第6回	11月9日(土)	1 基本計画の施策(柱)について 2 ロードマップの検討について
第7回	12月21日(土)	1 基本計画の施策(柱)について 2 ロードマップについて 3 アンケート調査集計結果について
第8回	2月8日(土)	1 アンケート調査集計結果について 2 第2次公民館基本構想・基本計画冊子案の検討

(4) 第2次日野市公民館基本構想・基本計画策定委員会 委員名簿

NO.	種別（要綱）	シメイ 氏名	所属団体等
1	公民館利用団体に属する者	ノガミ キョウコ 野上 京子	利用者交流会るーぷ、推進会議代表
2	公民館利用団体に属する者	タケウチ ノブミツ 竹内 伸光	日野国際友好クラブ 会員
3	公民館利用団体に属する者	委員長 サトウ フサキ 佐藤 聡明	中央公民館高幡台分室 陶芸サークル
4	社会教育関係者	ミヤザキ タケコ 宮崎 竹子	公民館運営審議会委員長
5	社会教育関係者	アゼガミ エイスケ 畔上 栄輔	公民館運営審議会委員
6	社会教育関係者	ウガジン ヒロシ 宇賀神 宏	公民館運営審議会委員
7	社会教育関係者	モロ カオル 茂呂 薫子	中央公民館平和事業実行委員会委員
8	学校教育関係者	カツムラ タクミ 勝村 匠	専門学校講師（帝京大学丹間ゼミ卒業生）
9	家庭教育の向上に資する活動を行う者	モロホシ トモコ 諸星 智子	子育てサークル
10	日野市内の NPO 法人関係者	副委員長 ミソグチ ツネユキ 溝口 常之	NPO 法人ひの市民活動団体連絡会 事務局長
11	その他教育長が必要と認める者	スギヤマ ヨシコ 杉山 佳子	実践女子大学 現代生活学科 須賀ゼミ生
12	公募市民	トザキ ハジメ 戸崎 肇	首都大学東京 都市環境学部 特任教授
13	アドバイザー	タンマ ヤスヒト 丹間 康仁	帝京大学教育学部 准教授

第 2 次日野市公民館基本構想・基本計画

テキスト版

令和 2（2020）年 3 月

発行 日野市教育委員会

編集 日野市中央公民館
〒191-0011
日野市日野本町 7 丁目 5 番地の 23
電話 042-581-7580
FAX 042-581-2110
E-mail pubhall@city.hino.lg.jp